長崎県の項を次のように改める。

長崎県	長崎市（旧西彼杵郡伊王島町、旧同郡高島町、旧同郡野母崎町及び旧同郡外海町の区域に限る。）、佐世保市（旧北松浦郡宇久町、旧同郡吉井町、旧同郡世知原町、旧同郡小佐々町及び旧同郡江迎町、旧同郡鹿町町及び黒島の区域に限る。）、平戸市、対馬市、壱岐市、五島市、西海市（旧北松浦郡小値賀町及び旧南松浦郡新上五島町の区域に限る。）、雲仙市（旧南高来郡瑞穂町及び旧同郡吾妻町の区域に限る。）、南島原市（旧南高来郡西有家町、旧同郡有家町、旧同郡布津町及び旧同郡深江町の区域に限る。）	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
松浦市		平成二十二年十二月一日から平成二十五年三月三十一日まで

大分県の項を次のように改める。

大分県	大分市（旧大分郡野津原町及び旧北海部郡佐賀関町の区域に限る。）、中津市（旧下毛郡三光村、旧同郡本耶馬渓町、旧同郡耶馬渓町及び旧同郡山国町の区域に限る。）、日田市（旧日田郡大山町の区域に限る。）、佐伯市（旧大分郡上浦町、旧同郡弥生町、旧同郡本匠村及び旧同郡宇目町の区域に限る。）、臼杵市、津久見市、竹田市、豊後高田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市（旧大分郡庄内町の区域に限る。）、国東市、東国東郡姫島村、玖珠郡九重町及び同郡玖珠町	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
臼杵市		平成二十二年十二月一日から平成二十三年三月三十一日まで

宮崎県の項を次のように改める。

宮崎県	都城市（旧北諸県郡高崎町の区域に限る。）、延岡市、日南市（旧南那珂郡北郷町の区域に限る。）、小林市（旧西諸県郡野尻町及び旧同郡須木村の区域に限る。）、日向市（旧東臼杵郡東郷町の区域に限る。）、串間市、えびの市、西諸県郡高原町、児湯郡西米良村、同郡木城町、東臼杵郡美郷町、同郡椎葉村、西臼杵郡高千穂町及び同郡日之影町、同郡五ヶ瀬町	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで

鹿児島県の項を次のように改める。

鹿児島県	鹿児島市（旧鹿児島郡桜島町の区域に限る。）、鹿屋市（旧曽於郡輝北町及び旧肝属郡吾平町の区域に限る。）、阿久根市、指宿市（旧揖宿郡山川町及び旧同郡開聞町の区域に限る。）、薩摩川内市（旧薩摩郡樋脇町、旧同郡入来町、旧同郡下甑村、旧同郡上甑村及び旧同郡鹿島村の区域に限る。）、日置市（旧日置郡東市来町、旧同郡伊集院町及び旧同郡吹上町の区域に限る。）、曽於市（旧曽於郡大隅町及び旧同郡財部町の区域に限る。）、霧島市（旧姶良郡横川町及び旧同郡牧園町の区域に限る。）、南さつま市（旧加世田市、旧同郡笠沙町及び旧同郡大浦町の区域に限る。）、志布志市（旧同郡志布志町及び旧同郡有明町の区域に限る。）、奄美市、南九州市（旧揖宿郡知覧町及び旧同郡川辺町の区域に限る。）、伊佐市（旧姶良郡大口市及び旧同郡菱刈町の区域に限る。）、姶良市（旧姶良郡加治木町及び旧同郡姶良町の区域に限る。）、鹿児島郡三島村、同郡十島村、薩摩郡さつま町（旧宮之城町及び旧祁答院町の区域に限る。）、同郡東串良町、肝属郡肝付町（旧高山町及び旧内之浦町の区域に限る。）、肝属郡中種子町、同郡南種子町、熊毛郡屋久島町、同郡南大隅町、同郡種子島開発総合センター、熊毛郡中之島町、同郡宝島、大島郡大和村、同郡宇検村、同郡瀬戸内町、同郡龍郷町、同郡喜界町、同郡徳之島町、同郡天城町、同郡伊仙町、同郡和泊町、同郡知名町、同郡与論町	平成二十二年四月一日から平成二十五年三月三十一日まで
伊佐市		平成二十二年十二月一日から平成二十五年三月三十一日まで

○厚生労働省告示第四百八号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分制限期間（平成二十年厚生労働省告示第三百八十四号）の一部を次のように改正し、平成二十二年度分の補助金等に係る財産から適用する。

平成二十二年十一月三十日

厚生労働大臣　細川　律夫

別表補助金等の名称の欄中「独立行政法人国立病院機構施設整備費補助金」を「独立行政法人国立病院機構施設整備費補助金　独立行政法人国立がん研究センター施設整備費補助金　独立行政法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費補助金　独立行政法人国立国際医療研究センター施設整備費補助金」に、「後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金」を「後期高齢者医療制度関係業務事業費補助金　後期高齢者医療制度関係業務準備事業費補助」に、「保育所施設整備費補助金」を「保育所施設整備費等補助金　認定こども園施設整備費補助金」に、「セーフティネット支援対策等事業費補助金　社会福祉推進費補助金」を「セーフティネット支援対策等事業費補助金」に、「精神保健対策費補助金　心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関地域共生事業費補助金」を「精神保健対策費補助金　心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関整備費補助金」に、「児童育成事業費補助金」を「児童育成事業費補助金　子ども手当都道府県事務費補助金」に、「厚生科学研究費補助金　モデル事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助金　成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助金　老人医療費適正化推進費補助金　高齢者医療制度円滑導入事業費補助金　後期高齢者医療制度創設準備事業費補助金」を「厚生科学研究費補助金」に、「国民健康保険療養給付費等負担金」を「国民健康保険療養給付費等負担金　健康保険療養給付負担金」に、「心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金　保健事業費等負担金　養護老人ホーム等保護費負担金」を「心神喪失者等医療観察法指定入院医療機関施設整備費負担金　子ども手当市町村事務取扱交付金」に、「国民健康保険財政調整交付金」を「国民健康保険財政調整交付金」に改める。